



資料5-参2

新病院の開設に向けた検討

平成28年10月4日

益川総合法律事務所

弁護士 益川 教雄

同 原田 未央子

同 長谷川 純一

同 益川 優子

特定医療法人社団御上会野洲病院（以下「野洲病院」という。）から市立病院への機能移転方法

- 1 野洲病院の資産等の移転方法
- 2 野洲病院の債務の取り扱い
- 3 野洲市が野洲病院に対して有する債権の取扱い
- 4 医療法上求められる手続
- 5 滋賀県の見解
- 6 結語

1 野洲病院の資産等の移転方法

① 事業譲渡

民間企業の再編・統合方法として、会社法または商法には「事業譲渡」または「営業譲渡」という類型がある。

事業譲渡または営業譲渡とは、『一定の事業目的のために組織化され、有機的の一体として機能する財産の全部又は重要な一部を譲渡し、これによって譲渡会社はその財産によって営んでいた営業的活動の全部又は重要な一部を譲受人に受け継がせ、譲渡会社からの譲渡の限度に応じて法律上当然に商法25条（会社法21条）に定める競業避止義務を負う結果を伴う

もの』とされている（最大判昭40. 9. 22, 資料3）。

本件で再編・統合されるのは民間企業ではなく医療機関であるが、有機的一体として機能する野洲病院の有形資産（医療機器，土地建物等），無形資産（営業権，得意先，ノウハウ，のれん等），及びさまざまな契約関係を，新たに設立される市立病院が受け継ぐという本質において同じであるので，野洲市と野洲病院との間で事業譲渡契約を結ぶのがもっとも実態に沿うと考える。

会社法には事業再編統合方法として，別に「合併」という類型があり，医療法にも「合併」に関する規定が存在するが（医療法57条），医療法における合併は民間医療法人どうしの合併を念頭においているといわざるを得ず，自治体病院が関係する統合の場合は手続として不適であると考え

② 無償事業譲渡

野洲病院は特定医療法人であり出資持分を有する者がいないこと（すなわち資産や金員を持分権者に分配することができない医療法人であること），野洲市から野洲病院へ多額の融資が行われており返還の見込みが立たないこと等から考えて，事業譲渡は無償でなされるのが公平であると考え

る。後記4のとおり，桑名の事例においても，持分を有さない特別医療法人である平田循環器病院から地方独立行政法人桑名市民病院への有形資産および無形資産の移転は，寄附（無償譲渡）という形態がとられた。

一方で，持分を有する医療法人であった山本総合病院から地方独立行政法人桑名市総合医療センターへの有形資産および無形資産の移転は，有償譲渡という形態がとられた。

③ 譲渡を受ける資産，契約関係の選択

事業譲渡では，譲り受ける資産や契約関係は，現在あるもの全部一括でもよいし，一部不要なものを省いた上で一括でもよいし，個別に選択してもよい。

ただし，後記4のとおり，医療法上の手続を開設者変更という簡易な方法によろうとする場合，施設・設備や診療科に大きな変更がないということが求められる点に注意されたい。

一方で，新市立病院の財政・経営面との兼ね合いにも注意が必要で，不要なもの，維持や廃棄に多額の費用がかかるもの，再編・統合にあたり見直しが必要なもの等は引き継がないように注意されたい。

譲り受ける資産等の選択については、後記に述べるとおり、一定の公益的、政策的見地からの判断や検討も求められると思料する。

④ 病院建物について

建物の価値および解体費用の負担との関係では、病院建物を事業譲渡の対象に含めるべきかどうか問題となりうる。

仮に、事業譲渡において病院建物を譲渡対象から外したとしても、野洲病院が解散した後は、以下のとおり、残余財産として、最終的に、同建物の引き受け先は野洲市となる可能性が高い。

そもそも医療法56条1項には「解散した医療法人の残余財産は・・定款・・に定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する」と定められており、平成19年以降、医療法人の非営利性を貫徹させるために、残余財産の帰属先は、国、地方公共団体、他の医療法人に限られている（医療法44条5項）。

実際、現在の野洲病院の定款39条には、「当社団が解散したときの残余財産は、国若しくは滋賀県野洲市又は同地区の同種医療法人に帰属せしめるものとする」との規定がある（資料4）。

すなわち野洲病院解散後、残余財産として残存しているであろう病院建物は、野洲市か、国か、他の医療法人かいずれかに帰属させることとなる。

そして、病院建物の大部分の底地の所有者が野洲市であることを考えれば、底地の所有者がその上の建物の所有権を取得するのが、国民経済上もっとも合理的である。

野洲市の立場からしても、建物を除外して底地だけ売却するのは不可能であるし、建物がそのままの状態での新たな活用方法を考えることにも限界がある。

以上のとおり、建物自体に価値が残存し、建物の有効利用が見込まれる場合はもちろん、そうでない場合（建物取り壊しが必要な場合）においても、“野洲市が把握している底地の価値を無に帰させることなく、底地の売却を効率的に行ったり、新たに底地の利用方法を考えることが可能となる”という観点を重視すれば、野洲市が病院建物を譲り受けることに対して否定的になる必要はない。

かえって、病院建物の帰属先がなかなか決まらず、長時間が経過することになれば、建物がそのままの状態での放置され、周辺環境や治安に深刻な影響が出る可能性もあるので注意を要する。

野洲病院の清算手続も、残余財産の引き渡しが完了するまで結了させることができない（医療法56条の7）。

⑤ 個人情報の取り扱い

野洲病院が保有するカルテ等に記載されている個人情報についても、新市立病院に移転させる必要がある。

個人情報保護法には、『個人情報取扱事業者は、・・あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない』との規定があるが（23条1項）、『・・事業の承継に伴って個人データが提供される場合』には、第三者にあたらぬ（すなわち本人の同意を得ずに移転させることができる）とされている（23条4項2号）。

よって、法令上、野洲病院のカルテ等を新市立病院へ移転させることは問題ない。

ただし実際の移転、取り扱いには十分な注意が必要である。

2 野洲病院の債務の取り扱い

① 引き継ぐ債務の選択

事業譲渡は、譲渡人が負っていた債務を譲受人がそのまま自動的・包括的に引き継ぐことを意味しない。

資産や契約関係と同様、債務についても、どの債務を引き継ぎ、どの債務を引き継がないか、原則的には事業譲渡を行う当事者間の合意で決めることができる（ただし、下記ivに記載するとおり、当事者間で引き継がないと決めた債務でも、第三者から見て債務の引き継ぎがあったとみえるような場合等は、譲受人も債務を負う場合がある点に注意）。

なお、本件の場合、譲渡される事業が、公益性が高く継続性が重視される医療で有ることを踏まえ、債務の引き継ぎについても一定の公益的見地からの判断、検討が求められるものと思料する。

一方で、新市立病院の財政・経営面への影響も考えねばならない。

医療行為に基づく損害賠償債務（野洲病院時代におこった医療事故等にもとづく損害賠償債務を新市立病院が引き継ぐべきか）についても方針を決定する必要がある。

② 債務引継方法

以下、債務の引き継ぎ方法と、債務引き継ぎに関する注意事項を記載する。

i) 免責的債務引受け

従来 of 債務者が債権者との間における債務関係から離脱し、新たな債務者のみ債務を負う。

ア 要件

債権者・従来 of 債務者・新たな債務者の三者で契約する。

債権者と新たな債務者による二者契約は、債務者の意思に反していなければ有効。

従来 of 債務者と新たな債務者による二者で、債権者の承認なしで免責的債務引き受けを取り決めることはできない。

イ 効果

債務は同一性を失わずに新たな債務者に移転する。

債務に付着する抗弁事由も移転する。

ii) 重疊的債務引受け

従来からの債務者はそのまま残留し、新たな債務者が加わって、両者がならんで債権者に対し責任を負う。

ア 要件

債権者・従来 of 債務者・新たな債務者の三者で契約する。

債権者・新たな債務者による二者契約も可能（債務者の意思に反しても許容されている）。

従来 of 債務者・新たな債務者による二者契約は、債権者が受益の意思表示をすることにより、新たな債務者に請求できる地位を取得するとされる。

イ 効果

新たな債務者は、原債務と同一内容の債務を従来からの債務者とならんで負う。

両者の債務の関係は、連帯債務または不真正連帯債務（他の点では連帯債務と同じであるが、債務者相互間の負担部分がないもの）になると解されている。

iii) 履行引受け

引受人・債務者間の二者契約で、引受人が債務者の債務を履行することを約定すること。債権者・引受人間で債権関係が発生するものではない。

ア 効果

引受人が履行しない場合には、債務者は履行すべき旨を訴求し、強制執行をすることができるし、引受人が履行しなかったために債務者が履行した場合は、債務者は、債務不履行による損害賠償を請求できる（判例・通説）。

iv) 注意事項

会社法22条、23条、商法17条、18条に、事業譲渡または営業譲渡があった場合の債務の移転に関し注意すべき事柄が規定されている。

本件は、会社法や商法の直接適用を受けるものではないものの、野洲病院より新市立病院がいわゆる事業譲渡を受ける点において同じということを前提とすれば、これらの考え方が類推適用される可能性があるので注意を要する。

会社法22条（商号を続用する場合）

事業の譲受会社が譲渡会社の商号を引き続き使用する場合には、遅滞なく、責任を負わない旨の登記又は責任を負わない旨の通知をしないかぎり、譲受会社も譲渡会社の事業によって生じた債務を弁済する責任を負う。

- * ゴルフ場の譲受人が、〇〇カントリークラブという名称（会社の商号そのものではない）を継続して使用しているときは、譲受人も会員の預託金返還義務を負うとされた裁判例がある。

会社法23条（債務を引き受ける旨の広告をした場合）

譲受会社が譲渡会社の商号を引き続き使用しない場合においても、譲渡会社の事業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡会社の債権者は、その譲受会社に対して弁済の請求をすることができる。

- * 「鉄道軌道業並びに沿線バス事業を譲り受ける」という広告は、右事業に伴う営業上の債務を引き受ける趣旨を包含するとされた裁判例がある。
- * 挨拶状も広告にあたる場合がある。

3 現在、野洲市が野洲病院に対して有する債権の取扱い

野洲市は野洲病院に対して、平成30年度時点において、2億2556

万1000円の債権を有する予定である（資料1）。

一般的に、債権及び債務が同一人に帰属したときは、その債権は混同によって消滅するとされている（民法520条本文）が、事業譲渡では、譲渡人と譲受人が同一人となるわけではないので、混同は生じず、野洲市が野洲病院に対して有する債権はそのまま残ることになると考えられる。

事業譲渡後、野洲病院には有用な資産は残らない予定で、回収の見込みがたたないため、この債権をどのように処理するか判断が必要となる。

野洲市には債権管理条例があり、その第7条に、私法上の原因に基づいて発生した市の債権（私債権）について、債権放棄できる場合に関する規定がある。

野洲市が野洲病院に対して有する債権は、貸付にもとづく債権であるので、私法上の原因に基づいて発生する私債権であると考えれば、同管理条例第7条2号『債務者である法人の清算が終了したとき。』にもとづいて、事業譲渡後、野洲病院が解散し、清算手続が終了した場合に債権放棄を行うことが考えられる。

なお、同管理条例第7条6号には、『債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、市長が徴収の見込みがないと認めるとき。』との定めがあり、同号は債務者が自然人の場合を念頭においていると考えるのが素直であるが、『死亡、失踪、行方不明』などが徴収の見込みがない場合の例示列举にすぎないと考えることが可能であるならば、清算手続終了前に債権放棄を行うことも可能かもしれない。

いずれにせよ、債権放棄を行う場合には、野洲市債権管理条例施行規則第13条の規定により設置される債権管理審査会において審査がなされ、債権放棄の可否が決定されることとなる。

4 医療法上求められる手続

日本における医療機関および医療提供体制について定める法律として医療法という法律がある。

野洲市による市立病院開設にあたっては、医療法の定めを満たすことが求められるので、この点について記載する。

本件の参考となる例として三重県桑名市の事例がある（平成21年に、桑名市民病院と民間病院（特別医療法人和心会平田循環器病院）が統合して、地方独立行政法人桑名市民病院が発足し、平成24年に、地方独立行政法人桑名市民病院と民間病院（医療法人山本総合病院）とが統合して、

地方独立行政法人桑名市総合医療センターが発足した)。

桑名の事例では、「病院の場所・施設設備・医師等職員・患者・診療科に大きな変更をきたさなければ、単に経営主体が変わるだけで医療事業は承継されるから、医療法上は開設届及び廃止届を同一の施設について同時に行うことで病院開設者変更の手続となる」との判断が国および三重県から示され、病院開設者変更の手続だけで医療法上求められる手続をクリアしたようである。

すなわち、桑名の事例では、市が設立した独立行政法人が、統合した複数の病院の新たな経営主体となるものとして病院開設者変更の手続をし、民間の医療機関は解散することによって再編・統合を実現した。

本件においても、野洲市が新たに別の場所で病院施設を完成させるまでの間、現在、野洲病院が存在する場所で、現在の野洲病院の施設を用いて、野洲市が病院を運営するということができるのであれば、桑名の事例と同じく、医療法上求められる手続は、病院開設者変更の手続という簡便な方法によることが可能と考えられる。

現在の野洲病院の建物及び施設を用いる期間を経ずに、野洲市が市立病院を開設する場合には、医療法7条以下に定める病院等の開設許可を一から取得する必要がある。

なお、野洲市が新たに別の場所で病院施設を完成させるまでの間、現在、野洲病院が存在する場所で、現在の野洲病院の施設を用いて野洲市が病院を運営する期間を経る場合、事業譲渡の手続の中で、野洲市が病院建物を使用する権原（所有権、賃借権など）について定める必要がある。

5 滋賀県の見解

平成28年8月23日、滋賀県庁にて弁護士原田未央子、弁護士益川優子同席のうえ、滋賀県と野洲市との打ち合わせが行われた。

滋賀県の見解としては、滋賀県健康医療福祉部健康医療課は、医療機能の存続という視点から、滋賀県総務部地域振興課は、収支見通しという視点から、本件について判断することとなるということであった。

滋賀県において、野洲市に対して、具体的な方法、懸念点について指示・指摘するのではなく、野洲市が滋賀県に対して具体的な計画を提示し、当該計画について検討するという姿勢である。

もっとも、新病院の従業員の確保、野洲市が御上会に対して有している債権の取扱いについては注視しているということであった。

野洲市の今後の方針として、医療法上の手続としては、開設者の変更と御

上会の解散、資産の取扱いについては寄付、事業譲渡という方法があることを伝えたところ、特段問題はないのではないかという回答であった。また、患者カルテ等の個人情報の取扱いについても、新病院に引き継ぐことに特段問題はないのでは、とのことであった。

滋賀県との打ち合わせをふまえば、早期に今後のスケジューリングを策定し、具体的な計画について、県と打ち合わせを行うべきであると思料する。

6 結語

以上述べてきたとおり、野洲市が野洲病院から資産等を譲り受けて新市立病院を設立する場合、医療法上の手続との関係では、開設者変更の手続によるのがもっとも簡便であり、資産等の取扱いについては寄付（無償による事業譲渡）という方法で足りると思料する。

今後は、新市立病院の方向性、コンセプトに関する議論や、ハード面建設のスケジューリング等を早急にすすめ、具体的な計画について県と打ち合わせを行うことが求められる。

以上

添付資料

- 1 野洲病院償還計画
- 2 関連法令，野洲市債権管理条例，野洲市債権管理条例施行規則
- 3 最大判昭和40.9.22
- 4 野洲病院定款